

# 特定原産地証明書の発給手続きについて

平成 21 年 2 月 19 日

日本商工会議所国際部

課長 山内 清行

## 1. 特定原産地証明書とは

わが国は、複数の国と経済連携協定（EPA）を締結しています。EPA における物品貿易において、わが国から輸出される産品が相手国税関で EPA 税率の適用を受けるためには、その輸出産品が当該 EPA に基づく原産資格を満たしていることを証明する「特定原産地証明書」を取得し、通関時に提出する必要があります。各協定や各産品によって関税撤廃スケジュール等は異なりますので、各協定の内容を理解する必要があります。

## 2. 特定原産地証明書の指定発給機関

日本商工会議所は、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、経済産業大臣からの指定を受けて、特定原産地証明書を発給しています。発給申請手続きは、WEB上の日商コンピュータ・システムにより行っています。

## 3. 特定原産地証明書の発給手続き

### <事前に確認しておくべき事項>

- ①輸出産品の HS コードの確認（P4）
- ②輸出産品の特惠税率の有無、税率の確認（P4）
- ③各 EPA に定められた輸出産品に係る規則等の確認（P5）
- ④輸出産品に関する原産性の確認（P6）

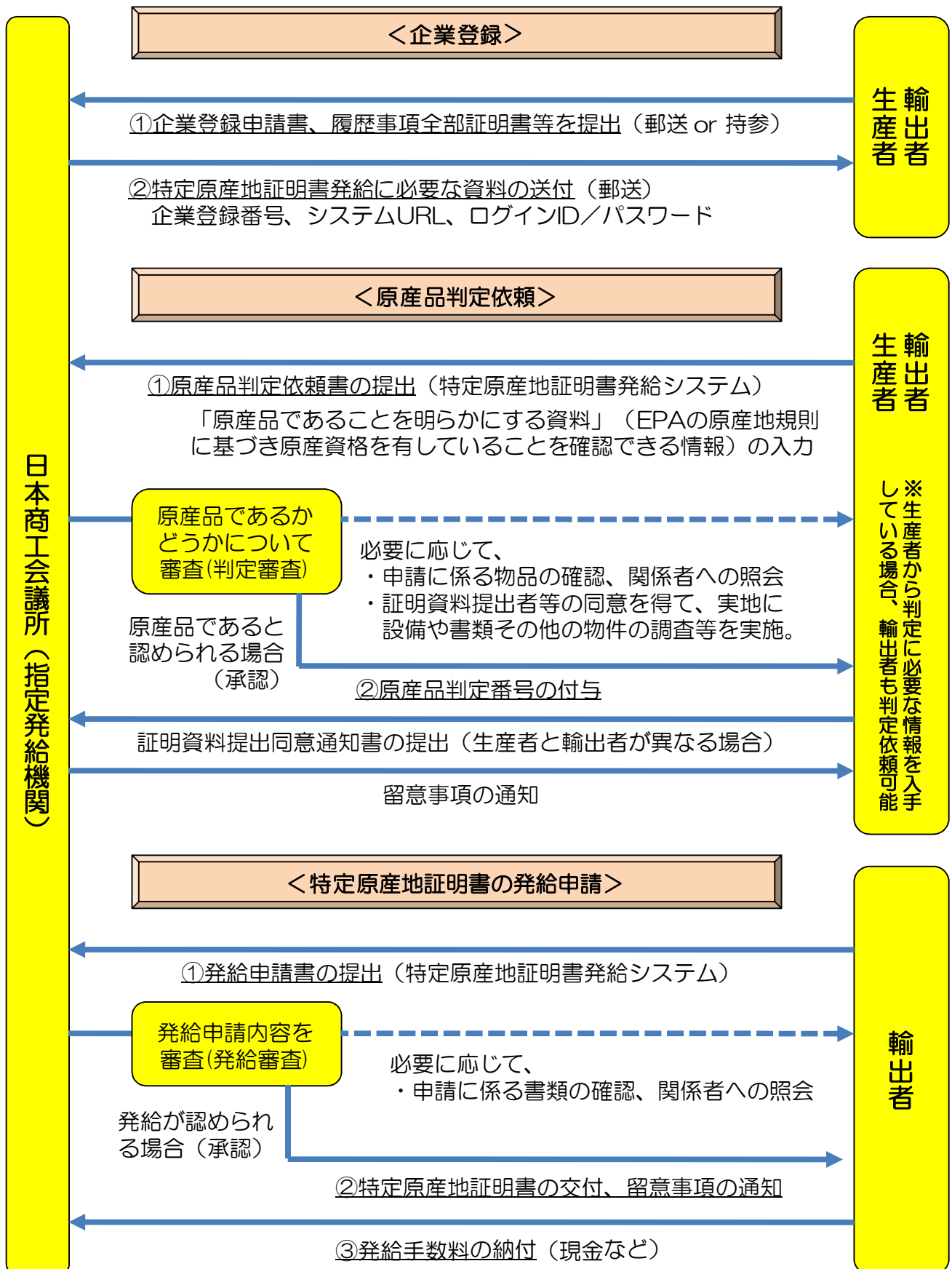
### <特定原産地証明書の取得手続き>（P2）

- ①企業登録  
日本商工会議所に「企業登録」する必要があります。（登録無料、期間は 2 年間）  
※企業登録後、証明書発給システムを利用することが可能となります。
- ②原産品判定  
輸出産品が利用する EPA の原産品として認められるかの審査は、日本商工会議所が行います。原産品と承認された産品は、特定原産地証明書に記載できます。
- ③証明書発給申請  
日本商工会議所に、特定原産地証明書発給申請を行います。（手数料がかかります）  
※EPA 相手国税関で同証明書を提示いただくことで EPA 税率が適用されます。

### <留意事項>

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づく、義務違反等に対する罰則や、相手国政府からの原産品であるか否かについての確認などがありますので、利用する協定内容は十分理解しておく必要があります。

＜参考＞特定原産地証明書の発給申請の流れ



## EPAに基づく特定原産地証明書の発給について

### <新着情報>

[日アセアン包括的経済連携\(AJCEP\)協定の効力の発生に関する マレーシアの通告について\(平成21年1月\) \*\*New!\*\*](#)

[日・ASEAN包括的経済連携\(AJCEP\)協定に関するお知らせ\(平成21年1月 経済産業省\) \*\*New!\*\*](#)

[日・ASEAN包括的経済連携\(AJCEP\)協定に関するお知らせ\(平成20年12月 経済産業省\) \*\*New!\*\*](#)

[日アセアン包括的経済連携\(AJCEP\)協定の効力の発生に関する ブルネイの通告について\(経済産業省\) 平成20年10月\) \*\*New!\*\*](#)

### ■わが国のEPA全般について

※わが国のEPA全般については、[こちら](#)をご確認ください。

### ■わが国のEPAに関する「国(地域)別情報」について

※シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン

各協定の内容（原産地規則など）は  
[こちら](#)をご確認ください。  
重要です。

### ■特定原産地証明書とは？

※EPAに基づく特定原産地証明書については、[こちら](#)をご確認ください。

### ■特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項 <重要>

※輸出品のHSコード確認、特惠関税の有無や関税撤廃スケジュール(譲許表)、輸出品に係る原産地規則と原産性の確認方法、書類保存義務などをご確認ください。

### ■企業登録(無料)

※特定原産地証明書の取得には、日本商工会議所に企業登録が必要です。

申請はインターネットで行うため、  
企業登録が必要。  
有効期間：2年間。

### ■特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ

※発給手続きの流れ⇒「[イメージ図](#)」をご確認ください。

※発給手続きの詳細⇒「[特定原産地証明書発給申請の手引き](#)」をご確認ください。

※「[特定原産地証明書発給手数料](#)」は、[こちら](#)をご確認ください。

※「[特定原産地証明書取得に係る留意事項](#)」は、[こちら](#)をご確認ください。

発給申請手続きの  
全般は[こちら](#)を  
ご確認ください。

### ■【問合せ先】

EPA制度全般および関連法令に関する問合せ先

特定原産地証明書発給に関する問合せ先

[日本商工会議所トップへ](#)

ご意見は[こちらtokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)まで

Copyright © 2008 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

## <参考> 特定原産地証明発給申請前に確認しておくべき事項 ～輸出製品のHSコードの確認、特惠税率の有無、税率の確認～

Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所  
国際部

[わが国のEPA全般](#) | [EPAに関する国\(地域\)別情報](#) | [特定原産地証明書とは?](#)  
[特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要>](#) | [企業登録](#)  
[特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ](#) | [問合せ先](#) | [サイトマップ](#)

### 特定原産地証明書発給申請前に確認しておくべき事項

以下の手順に沿って確認してください。

#### <ステップ1>

##### 輸出製品のHSコードの確認

特定原産地証明書に記載するHSコードは、輸入相手国の6桁の関税分類番号(HS番号\*)となります。

HS番号は、輸入者や相手国税関に確認いただくか最寄りの税関にお問い合わせください。

**\*HS2002年度版を使用してください。**

<参考> [関税番号\(HSコード\)とは?\(JETRO\)](#)

<参考> [経済連携協定\(EPA\)にかかるHSコードの取扱いについて\(経済産業省\)](#)

- ・ [税関 Website](#)
- ・ [実行関税率表\(税関\)](#)
- ・ [関税率表解説・分類例規\(税関\)](#)

#### <参考> HSコードの探し方

以下のHPで確認可能なHSコードは日本からの輸出時のHSコードです。

特定原産地証明書用には輸入相手国におけるHS番号をご記入ください。

6桁までは世界共通ですが、7桁以下において、輸出されようとする製品がEPA相手国の同コード内に存在する場合は<ステップ3>の譲許表等で確認してください。

※ [日本関税協会HP](#) ※日本のHS番号の確認方法(特定原産地証明書用は輸入相手国のHS番号です)  
「貿易統計→貿易統計について→[統計品目番号](#)」の中から「2002年」の「輸出」で「定義参照」で確認ください。

#### <ステップ2>

##### 特惠税率の有無、税率の確認

輸出しようとする製品の税率を確認してください。

日本貿易振興機構(ジェトロ)ホームページ[「世界各国の関税率」](#)において、HSコードで特惠税率の有無や税率を確認できます。※「World Tariff」のご利用には登録が必要です(無料)。

ステップ1. 輸入国側でのHSコードの確認



ステップ2. 特惠税率の有無、税率の確認



ステップ3. EPAに定められた輸出製品に係る規則等の確認



ステップ4. 輸出製品に関する原産性の確認

## <参考>特定原産地証明発給申請前に確認しておくべき事項 ～EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認～

Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所  
国際部

わが国のEPA全般 | EPAに関する国(地域)別情報 | 特定原産地証明書とは?  
特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要> 企業登録  
特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ | 問合せ先 | サイトマップ

### <ステップ3>EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認

※ 以下から利用する協定を選択してください。

※ 各協定により規則が異なります。必ず協定をよくお読みください。

#### 二国間協定

##### 日マレーシア協定

- ・ 日チリ協定
- ・ 日タイ協定
- ・ 日インドネシア協定
- ・ 日ブルネイ協定
- ・ 日フィリピン協定
- ・ 日メキシコ協定
- ・ 日シンガポール協定

#### 多国間協定

- ・ 日アセアン協定

ステップ1. 輸出産品のHSコードの確認



ステップ2. 特惠税率の有無、税率の確認



ステップ3. EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認



ステップ4. 輸出産品に関する原産性の確認

### <ステップ3>EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認 日マレーシア協定

特定原産地証明書取得のためには、協定をよくお読みください！

#### ステップ3-1. 日マレーシア協定の品目別関税撤廃スケジュール

※ 輸出産品がどのようなスケジュールで関税が撤廃されていくか、ご確認ください。

##### 外務省

(英語 137ページ以降参照)※249ページと記されています

#### ステップ3-2. 日マレーシア協定の原産地規則および品目別規則

※ 輸出産品の原産地規則と品目別規則をご確認ください。

##### (1)原産地規則(外務省)

- ・ 日本語(43ページ以降参照)
- ・ 英語(27ページ以降参照)

##### (2)品目別規則 附属書2参照(外務省)

- ・ 日本語
- ・ 英語

## ＜参考＞特定原産地証明発給申請前に確認しておくべき事項 ～輸出産品に関する原産性の確認～

Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所  
国際部

[わが国のEPA全般](#) | [EPAに関する国\(地域\)別情報](#) | [特定原産地証明書とは？](#)  
[特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要>](#) | [企業登録](#)  
[特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ](#) | [問合せ先](#) | [サイトマップ](#)

### ＜ステップ4＞輸出産品に関する原産性の確認 日マレーシア協定

輸出産品が相手国でEPA税率の適用を受けるためには、(手順3)で確認いただいた「EPAに定められる原産地規則」に基づき原産資格を有していること(特定原産品であること)が前提となります。

輸出される産品が特定原産品に該当するかどうかの判断は、EPAに基づく原産地規則を満たしているかどうかを確認する必要があります。日マレーシア協定では、以下の(A)、(B)、(C)のいずれかのカテゴリーに該当する産品を「締約国の原産品」と定義しています。

#### (A)完全生産品

- ・ 一ヶ国内で原材料レベルから全て生産・育成・採取された産品。
- ・ 典型例は農水産品(動植物、魚介類等)、鉱物資源。

#### (B)原産材料のみから生産される産品

- ・ 締約国(我が国)の原産材料のみから締約国(我が国)の領域において完全に生産される産品。
- ・ 最終産品には非原産材料である材料は使用されていない。
- ・ 「累積」により締約相手国の原産品を原産材料として使用することができる。

#### (C)非原産材料である原材料を用いて生産された産品であって、品目別規則(PSR: Product Specific Rules)を満たす産品

- ・ 他国から輸入した原材料(非原産材料)を一部又は全部用いて生産され、以下のいずれかの原産資格判定方法(基準)を満たすもの。
  - ①関税番号変更基準
  - ②付加価値基準
  - ③加工工程基準

※ 日マレーシア協定に関する原産地規則は以下をご確認ください。

- ・ [「特定原産地証明書発給申請の手引き」](#)(日本商工会議所)
- ・ [国別情報「日マレーシア協定」](#)

## ＜参考＞特定原産地証明書の留意事項

※「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」の下、義務や罰則等があります。

### 1. 特定原産品でなかったこと等の通知義務（証明法第6条）

特定原産地証明書の発給を受けた日から「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」（平成17年経済産業省令第9号）で定める下記のそれぞれの期間を経過する日までの間、指定発給機関に遅滞なく書面により通知することが求められます。

（1）輸出者（証明書受給者）への通知義務：

- ① 証明書の発給を受けた産品が特定原産品でなかったこと（5年）
- ② 申請書の記載又は資料の内容の誤りにより証明書の記載に誤りが生じたこと（1年）
- ③ 証明書に記載された事項に変更があったこと（1年）

（2）原産品であることを明らかにする資料を提出した生産者（特定証明資料提出者）への通知義務：

- ① 証明書の発給を受けた産品が特定原産品でなかったこと（5年）
- ② 提出した資料の内容に誤りがあったこと（1年）

なお、これらの事項について通知しなかった場合、①の特定原産品でなかったことを通知する義務を怠った輸出者には、30万円以下の罰金が科される（証明法第37条）とともに、証明書の発給の決定が取り消されます（証明法第27条）。また、発給の決定が取り消された場合、相手国の当局にその旨が通報されます（証明法第28条。通報の前に証明書が返納された場合を除く）。

証明書の発給が取り消された場合には、取り消された証明書を所持する証明書受給者は、遅滞なく、その証明書を経済産業大臣に返納しなければなりません（証明法第29条）。返納する義務を怠った輸出者には、30万円以下の罰金が科されます（証明法第38条）。

### 2. 証明書受給者及び特定証明資料提出者の報告等（証明法第26条）

証明法第6条の通知（特定原産品でなかったこと等の通知）義務が遵守されているか否かを確認するため、証明書受給者、特定証明資料提出者に対する経済産業大臣又は指定発給機関が実施する報告要請・実地検査が規定されています。なお、報告要請・実地検査は、対象とされた証明書受給者の同意の上で行われるものであり、強制措置ではありません。

ただし、経済産業大臣が実施する報告要請・実地検査の同意を拒むと、証明書発給の決定取消しを受ける場合があります（証明法第27条）。また、発給の決定が取り消された場合、相手国の当局にその旨が通報されます（証明法第28条。通報の前に証明書が返納された場合を除く）。

### 3. 証明書受給者等にかかる罰則

証明書受給者等に対する証明法に基づく義務違反等に対する罰則をまとめると、以下のとおりです。

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚位の申請書又は虚位の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

なお、上記の違反行為を法人等の役職員が犯した場合、その法人等に対しても罰金刑が科されます（証明法第40条）。また、特恵の適用を目的として、特定原産地証明書を偽造した場合には、刑法155条の公文書偽造に該当し、1年以上10年以下の懲役の対象となります。

## <参考> 特定原産地証明書発給システムのイメージ

### 【ログイン画面】

**特定原産地証明書発給システム**

**<ご利用に際しての注意>**  
このシステムはInternet Explorer 5.5 SP2以上を推奨しています。他のブラウザをご利用の際にはシステム上で利用できない機能がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
また、セキュリティ設定によってはログインできないことがあります。信頼済みサイトにご登録いただくことをお勧めいたします。

**<ダウンロードに関する注意>**  
当所(日本商工会議所)は、ファイル・テンプレートのダウンロード及びファイル・テンプレートをを使用したこと起因する、コンピュータ・OS等のいかなる不具合・故障に対しても一切責任を負いません。以上についてご同意の上、ダウンロード願います。

**<ポップアップ許可の設定のお願い>**  
このシステムでは、一部でポップアップウィンドウが使用されます。この画面の上部に「ポップアップがブロックされました...」のバーが表示された場合、①そのバーをクリック②「このサイトのポップアップを常に許可」をクリック③「JCCI.or.jp」からポップアップを許可しますか?」で「はい」をクリックしてください。

ログイン画面    閉じる

EPA Web System 2008.10.10  
COPYRIGHT © 2008 - JAPAN C.C.I.A.

7月28日(月) ~	日ブルネイ経済連携協定に基づく特定原産地証明書の
7月31日(木) ~	日ブルネイ経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給申請の

特定原産地証明書発給申請の手引き = 経済連携協定共通版  
(日マレーシア 日チリ 日タイ 日インドネシア 日ブルネイ)

### 【メインメニュー】

**特定原産地証明書発給システム**    ログアウト

ご利用者	判定依頼中	8件	発給申請中	5件
	判定手続中	4件	発給手続中	3件
	判定承認済	13件	交付準備完了	3件

※ 11月15日 08時19分現在の[日商 太郎]様の状況です。

企業	判定依頼中	10件	発給申請中	7件
	判定手続中	4件	発給手続中	14件
	判定承認済	15件	交付準備完了	3件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているもののみ[ 0件 ]件です。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■    メインメニュー    ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

**原産品判定**

原産品判定依頼書入力

原産品同意通知書入力

原産品判定依頼情報出力

**発給申請**

発給申請書入力

原産品同意通知書照会

発給申請依頼情報出力

**企業情報**

企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)

有効期限の更新(期限30日前から手続可能)

メール送信設定

原産品の判定依頼はここから

証明書の発給申請はここから